小学校学習指導要領

第２章　各 教 科

第６節　音　　楽

第１　目標

　　表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

（１）　曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。

（２）　音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。

（３）　音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

第２　各学年の目標及び内容

〔第１学年及び第２学年〕

１　目　標

（１）　曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。

（２）　音楽表現を考えて表現に対する思いをもつことや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。

（３）　楽しく音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、身の回りの様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

２　内　容

Ａ　表　現

1. 歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲想を感じ取って表現を工夫し、どのように歌うかについて思いをもつこと。

イ　曲想と音楽の構造との関わり、曲想と歌詞の表す情景や気持ちとの関わりについて気付くこと。

ウ　思いに合った表現をするために必要な次の（ア）から（ウ）までの技能を身に付けること。

（ア）範唱を聴いて歌ったり、階名で模唱したり暗唱したりする技能

（イ）自分の歌声及び発音に気を付けて歌う技能

（ウ）互いの歌声や伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

（２）器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲想を感じ取って表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いをもつこと。

イ　次の（ア）及び（イ）について気付くこと。

（ア）曲想と音楽の構造との関わり

（イ）楽器の音色と演奏の仕方との関わり

ウ　思いに合った表現をするために必要な次の（ア）から（ウ）までの技能を身に付けること。

（ア）範奏を聴いたり、リズム譜などを見たりして演奏する技能

（イ）音色に気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能

（ウ）互いの楽器の音や伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能

（３）音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の（ア）及び（イ）をできるようにすること。

（ア）音遊びを通して、音楽づくりの発想を得ること。

（イ）どのように音を音楽にしていくかについて思いをもつこと。

イ　次の（ア）及び（イ）について、それらが生み出す面白さなどと関わらせて気付くこと。

（ア）声や身の回りの様々な音の特徴

（イ）音やフレーズのつなげ方の特徴

ウ　発想を生かした表現や、思いに合った表現をするために必要な次の（ア）及び（イ）の技能を身に付けること。

（ア）設定した条件に基づいて、即興的に音を選んだりつなげたりして表現する技能

（イ）音楽の仕組みを用いて、簡単な音楽をつくる技能

Ｂ　鑑　賞

（１） 鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏の楽しさを見いだし、曲全体を味わって聴くこと。

イ　曲想と音楽の構造との関わりについて気付くこと。

〔共通事項〕

（１）「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

イ　音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる身近な音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

３　内容の取扱い

（１）歌唱教材は次に示すものを取り扱う。

ア　主となる歌唱教材については、各学年ともイの共通教材を含めて、斉唱及び輪唱で歌う曲

イ　共通教材

　　〔第１学年〕

「うみ」　　　　　　　（文部省唱歌）　　　作詞　作曲

「かたつむり」　　　　（文部省唱歌）

「日のまる」　　　　　（文部省唱歌）作詞　作曲

「ひらいたひらいた」　（わらべうた）

　　〔第２学年〕

「かくれんぼ」　　　　（文部省唱歌）　　　作詞　作曲

「春がきた」　　　　　（文部省唱歌）作詞　作曲

「虫のこえ」　　　　　（文部省唱歌）

「夕やけこやけ」　　　作詞　　作曲

（２）主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含め、主旋律に簡単なリズム伴奏や低声部などを加えた曲を取り扱う。

（３）鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。

ア　我が国及び諸外国のわらべうたや遊びうた、行進曲や踊りの音楽など体を動かすことの快さを感じ取りやすい音楽、日常の生活に関連して情景を思い浮かべやすい音楽など、いろいろな種類の曲

イ　音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、親しみやすい曲

ウ　楽器の音色や人の声の特徴を捉えやすく親しみやすい、いろいろな演奏形態による曲

〔第３学年及び第４学年〕

１　目　標

（１）　曲想と音楽の構造などとの関わりについて気付くとともに、表したい音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。

（２）　音楽表現を考えて表現に対する思いや意図をもつことや、曲や演奏のよさなどを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。

（３）　進んで音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

２　内　容

Ａ　表　現

（１）歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように歌うかについて思いや意図をもつこと。

イ　曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて気付くこと。

ウ　思いや意図に合った表現をするために必要な次の（ア）から（ウ）までの技能を身に付けること。

（ア）範唱を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして歌う技能

（イ）呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない歌い方で歌う技能

（ウ）互いの歌声や副次的な旋律、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

（２）器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴を捉えた表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもつこと。

イ　次の（ア）及び（イ）について気付くこと。

（ア）曲想と音楽の構造との関わり

（イ）楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり

ウ　思いや意図に合った表現をするために必要な次の（ア）から（ウ）までの技能を身に付けること。

（ア）範奏を聴いたり、ハ長調の楽譜を見たりして演奏する技能

（イ）音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能

（ウ）互いの楽器の音や副次的な旋律、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能

（３）音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の（ア）及び（イ）をできるようにすること。

（ア）即興的に表現することを通して、音楽づくりの発想を得ること。

（イ）音を音楽へと構成することを通して、どのようにまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつこと。

イ　次の（ア）及び（イ）について、それらが生み出すよさや面白さなどと関わらせて気付くこと。

（ア）いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴

（イ）音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴

ウ　発想を生かした表現や、思いや意図に合った表現をするために必要な次の（ア）及び（イ）の技能を身に付けること。

（ア）設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能

（イ）音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる技能

Ｂ　鑑　賞

（１）鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見いだし、曲全体を味わって聴くこと。

イ　曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて気付くこと。

〔共通事項〕

（１）「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

イ　音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

３　内容の取扱い

（１）歌唱教材は次に示すものを取り扱う。

ア　主となる歌唱教材については、各学年ともイの共通教材を含めて、斉唱及び簡単な合唱で歌う曲

イ　共通教材

　　〔第３学年〕

「うさぎ」　　　　　　（日本古謡）

「茶つみ」　　　　　　（文部省唱歌）

「春の小川」　　　　　（文部省唱歌）作詞　作曲

「ふじ山」　　　　　　（文部省唱歌）作詞

　　〔第４学年〕

「さくらさくら」　　　（日本古謡）

「とんび」　　　　　　しげる作詞　作曲

「まきばの朝」　　　　（文部省唱歌）作曲

「もみじ」　　　　　　（文部省唱歌）作詞　作曲

（２）主となる器楽教材については、既習の歌唱教材を含め、簡単な重奏や合奏などの曲を取り扱う。

（３）鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。

ア　和楽器の音楽を含めた我が国の音楽、郷土の音楽、諸外国に伝わる民謡など生活との関わりを捉えやすい音楽、劇の音楽、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の曲

イ　音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、聴く楽しさを得やすい曲

ウ　楽器や人の声による演奏表現の違いを聴き取りやすい、独奏、重奏、独唱、重唱を含めたいろいろな演奏形態による曲

〔第５学年及び第６学年〕

１　目　標

（１）　曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な歌唱、器楽、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。

（２）　音楽表現を考えて表現に対する思いや意図をもつことや、曲や演奏のよさなどを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。

（３）　主体的に音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを味わいながら、様々な音楽に親しむとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

２　内　容

Ａ　表　現

（１）歌唱の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　歌唱表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴にふさわしい表現を工夫し、どのように歌うかについて思いや意図をもつこと。

イ　曲想と音楽の構造や歌詞の内容との関わりについて理解すること。

ウ　思いや意図に合った表現をするために必要な次の（ア）から（ウ）までの技能を身に付けること。

（ア）範唱を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして歌う技能

（イ）呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌う技能

（ウ）各声部の歌声や全体の響き、伴奏を聴いて、声を合わせて歌う技能

（２）器楽の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　器楽表現についての知識や技能を得たり生かしたりしながら、曲の特徴にふさわしい表現を工夫し、どのように演奏するかについて思いや意図をもつこと。

イ　次の（ア）及び（イ）について理解すること。

（ア）曲想と音楽の構造との関わり

（イ）多様な楽器の音色や響きと演奏の仕方との関わり

ウ　思いや意図に合った表現をするために必要な次の（ア）から（ウ）までの技能を身に付けること。

（ア）範奏を聴いたり、ハ長調及びイ短調の楽譜を見たりして演奏する技能

（イ）音色や響きに気を付けて、旋律楽器及び打楽器を演奏する技能

（ウ）各声部の楽器の音や全体の響き、伴奏を聴いて、音を合わせて演奏する技能

（３）音楽づくりの活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　音楽づくりについての知識や技能を得たり生かしたりしながら、次の（ア）及び（イ）をできるようにすること。

（ア）即興的に表現することを通して、音楽づくりの様々な発想を得ること。

（イ）音を音楽へと構成することを通して、どのように全体のまとまりを意識した音楽をつくるかについて思いや意図をもつこと。

イ　次の（ア）及び（イ）について、それらが生み出すよさや面白さなどと関わらせて理解すること。

（ア）いろいろな音の響きやそれらの組合せの特徴

（イ）音やフレーズのつなげ方や重ね方の特徴

ウ　発想を生かした表現や、思いや意図に合った表現をするために必要な次の（ア）及び（イ）の技能を身に付けること。

（ア）設定した条件に基づいて、即興的に音を選択したり組み合わせたりして表現する技能

（イ）音楽の仕組みを用いて、音楽をつくる技能

Ｂ　鑑　賞

（１）鑑賞の活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　鑑賞についての知識を得たり生かしたりしながら、曲や演奏のよさなどを見いだし、曲全体を味わって聴くこと。

イ　曲想及びその変化と、音楽の構造との関わりについて理解すること。

〔共通事項〕

（１）「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア　音楽を形づくっている要素を聴き取り、それらの働きが生み出すよさや面白さ、美しさを感じ取りながら、聴き取ったことと感じ取ったこととの関わりについて考えること。

イ　音楽を形づくっている要素及びそれらに関わる音符、休符、記号や用語について、音楽における働きと関わらせて理解すること。

３　内容の取扱い

（１）歌唱教材は次に示すものを取り扱う。

ア　主となる歌唱教材については、各学年ともイの共通教材の中の３曲を含めて、斉唱及び合唱で歌う曲

イ 共通教材

　　〔第５学年〕

「こいのぼり」　　　　（文部省唱歌）

「子もり歌」　　　　　（日本古謡）

「スキーの歌」　　　　（文部省唱歌）　　作詞　作曲

「冬げしき」　　　　　（文部省唱歌）

　　〔第６学年〕

「（歌詞は第２節まで）」（日本古謡）　　　慈鎮和尚作歌

「おぼろ月夜」　　　　（文部省唱歌） 作詞　作曲

「ふるさと」　　　　　（文部省唱歌） 作詞　作曲

「われは海の子（歌詞は第３節まで）」（文部省唱歌）

（２）主となる器楽教材については、楽器の演奏効果を考慮し、簡単な重奏や合奏などの曲を取り扱う。

（３）鑑賞教材は次に示すものを取り扱う。

ア　和楽器の音楽を含めた我が国の音楽や諸外国の音楽など文化との関わりを捉えやすい音楽、人々に長く親しまれている音楽など、いろいろな種類の曲

イ　音楽を形づくっている要素の働きを感じ取りやすく、聴く喜びを深めやすい曲

ウ　楽器の音や人の声が重なり合う響きを味わうことができる、合奏、合唱を含めたいろいろな演奏形態による曲

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

（１）題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、音楽的な見方・考え方を働かせ、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切にした学習の充実を図ること。

（２）第２の各学年の内容の「Ａ表現」の（１）、（２）及び（３）の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「Ｂ鑑賞」の（１）の指導については、ア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。

（３）第２の各学年の内容の〔共通事項〕は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要となる資質・能力であり、「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

（４）第２の各学年の内容の「Ａ表現」の（１）、（２）及び（３）並びに「Ｂ鑑賞」の（１）の指導については、適宜、〔共通事項〕を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。

（５）国歌「君が代」は、いずれの学年においても歌えるよう指導すること。

（６）低学年においては、第１章総則の第２の４の（１）を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

（７）障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

（８）第１章総則の第１の２の（２）に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第３章特別の教科道徳の第２に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。

２　第２の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

（１）各学年の「Ａ表現」及び「Ｂ鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア　音楽によって喚起されたイメージや感情、音楽表現に対する思いや意図、音楽を聴いて感じ取ったことや想像したことなどを伝え合い共感するなど、音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫すること。

イ　音楽との一体感を味わい、想像力を働かせて音楽と関わることができるよう、指導のねらいに即して体を動かす活動を取り入れること。

ウ　児童が様々な感覚を働かせて音楽への理解を深めたり、主体的に学習に取り組んだりすることができるようにするため、コンピュータや教育機器を効果的に活用できるよう指導を工夫すること。

エ　児童が学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動とのつながりを意識できるようにするなど、児童や学校、地域の実態に応じ、生活や社会の中の音や音楽と主体的に関わっていくことができるよう配慮すること。

オ　表現したり鑑賞したりする多くの曲について、それらを創作した著作者がいることに気付き、学習した曲や自分たちのつくった曲を大切にする態度を養うようにするとともに、それらの著作者の創造性を尊重する意識をもてるようにすること。また、このことが、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることについて理解する素地となるよう配慮すること。

（２）和音の指導に当たっては、合唱や合奏などの活動を通して和音のもつ表情を感じ取ることができるようにすること。また、長調及び短調の曲においては、Ⅰ、Ⅳ、Ⅴ及びⅤ７などの和音を中心に指導すること。

（３）我が国や郷土の音楽の指導に当たっては、そのよさなどを感じ取って表現したり鑑賞したりできるよう、音源や楽譜等の示し方、伴奏の仕方、曲に合った歌い方や楽器の演奏の仕方などの指導方法を工夫すること。

（４）各学年の「Ａ表現」の（１）の歌唱の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア　歌唱教材については、我が国や郷土の音楽に愛着がもてるよう、共通教材のほか、長い間親しまれてきた唱歌、それぞれの地方に伝承されているわらべうたや民謡など日本のうたを含めて取り上げるようにすること。

イ　相対的な音程感覚を育てるために、適宜、移動ド唱法を用いること。

ウ　変声以前から自分の声の特徴に関心をもたせるとともに、変声期の児童に対して適切に配慮すること。

（５）各学年の「Ａ表現」の（２）の楽器については、次のとおり取り扱うこと。

ア　各学年で取り上げる打楽器は、木琴、鉄琴、和楽器、諸外国に伝わる様々な楽器を含めて、演奏の効果、児童や学校の実態を考慮して選択すること。

イ　第１学年及び第２学年で取り上げる旋律楽器は、オルガン、鍵盤ハーモニカなどの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

ウ　第３学年及び第４学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、リコーダーや鍵盤楽器、和楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

エ　第５学年及び第６学年で取り上げる旋律楽器は、既習の楽器を含めて、電子楽器、和楽器、諸外国に伝わる楽器などの中から児童や学校の実態を考慮して選択すること。

オ　合奏で扱う楽器については、各声部の役割を生かした演奏ができるよう、楽器の特性を生かして選択すること。

（６）各学年の「Ａ表現」の（３）の音楽づくりの指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。

ア　音遊びや即興的な表現では、身近なものから多様な音を探したり、リズムや旋律を模倣したりして、音楽づくりのための発想を得ることができるよう指導すること。その際、適切な条件を設定するなど、児童が無理なく音を選択したり組み合わせたりすることができるよう指導を工夫すること。

イ　どのような音楽を、どのようにしてつくるかなどについて、児童の実態に応じて具体的な例を示しながら指導するなど、見通しをもって音楽づくりの活動ができるよう指導を工夫すること。

ウ　つくった音楽については、指導のねらいに即し、必要に応じて作品を記録させること。作品を記録する方法については、図や絵によるもの、五線譜など柔軟に指導すること。

エ　拍のないリズム、我が国の音楽に使われている音階や調性にとらわれない音階などを児童の実態に応じて取り上げるようにすること。

（７）各学年の「Ｂ鑑賞」の指導に当たっては、言葉などで表す活動を取り入れ、曲想と音楽の構造との関わりについて気付いたり理解したり、曲や演奏の楽しさやよさなどを見いだしたりすることができるよう指導を工夫すること。

（８）各学年の〔共通事項〕に示す「音楽を形づくっている要素」については、児童の発達の段階や指導のねらいに応じて、次のア及びイから適切に選択したり関連付けたりして指導すること。

ア　音楽を特徴付けている要素

　　　音色、リズム、速度、旋律、強弱、音の重なり、和音の響き、音階、調、拍、フレーズなど

イ　音楽の仕組み

　　　反復、呼びかけとこたえ、変化、音楽の縦と横との関係など

（９）各学年の〔共通事項〕の（１）のイに示す「音符、休符、記号や用語」については、児童の学習状況を考慮して、次に示すものを音楽における働きと関わらせて理解し、活用できるよう取り扱うこと。

